

令和7年度 陸上自衛隊医官の研修に関する協定書

学校法人日本医科大学（以下「甲」という。）と防衛省陸上自衛隊（以下「乙」という。）の間で、乙に所属する陸上自衛隊医官（以下「研修生」という。）が、甲が施設する日本医科大学千葉北総病院において研修をすることについて、以下のとおり協定を締結する。

（研修委託）

第1条 乙は甲に対し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、研修生の研修を委託し、甲はこれを受託する。

（研修場所）

第2条 乙は甲に対し、日本医科大学千葉北総病院救命救急センターでの研修生の研修を委託し、甲はこれを受託する。

（本協定の期間）

第3条 この協定の有効期間は第1条に示された研修の開始日から終了日までの間とする。

（経費の負担）

第4条 甲が、研修生の研修を受託するに当たっての費用は甲乙協議の上、別に定める。

（甲の施設の利用）

第5条 甲は、研修に必要な範囲で、研修生が甲の施設並びに設備及び器材を使用することを認める。

（研修生のサービス）

第6条 研修生は、次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 指導にあたる甲の施設長、医師及び看護師等が指示すること
- (2) 研修に専念し、法令を遵守すること
- (3) 研修上知り得た情報は研修中及び研修後も漏らさないこと

（研修の中止及び一時中断）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、研修を中止することができる。

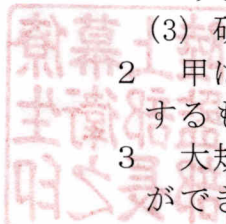
- (1) 研修生が、前条に反する行為を行ったとき
- (2) 研修を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- (3) 研修の目的を達成することが困難であると認めるとき

2 甲は、前項の規定により、研修を中止する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

3 大規模災害等が発生したときには、乙により研修を一時中断することができる。

（事故発生の場合の通報）

第8条 研修生の行為によって、甲の利用者に何らかの損害が発生した場合には、甲は乙に対し、直ちにその事実を通報し、乙は甲による紛議の解決に協力する。



2 甲の下で、研修中の研修生に何らかの事故が発生した場合には、甲は、直ちにその事実を乙に通報し、乙の処置に協力する。

(災害補償)

第9条 研修生が研修期間中に被った公務上の災害又は通勤による災害の補償は、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づき乙が行う。

(損害賠償)

第10条 研修生が研修期間中に故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲は乙に対し、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条及び民法(明治29年法律第89号)第709条に基づき損害賠償を求める権利を有する。

2 研修生が故意又は過失により甲の利用者に損害を与えた場合には、乙が当該被害者に対しその損害を賠償する。

3 前2項による損害が、甲又は第三者の責めに帰すべき事由によるときは、別途甲乙協議の上決定する。

(定めのない事項)

第11条 甲と乙は、相互に密接な連絡を保ち、研修生の研修を円滑に進めるとともに、本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

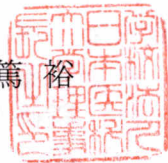
甲乙間において、以上のとおり協定が成立した証として、本書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 東京都文京区千駄木一丁目1番5号

学校法人 日本医科大学

理事長 坂本 篤 裕



乙 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省陸上幕僚監部

衛生部長 中岸 義典

